

- 貸金庫規定(手動貸金庫用)・・・・・・・・・・・・・・2
- 貸金庫規定(全自動・半自動貸金庫用)・・・・・・・・・・・・3
- 夜間金庫規定・・・・・・・・・・・・・・4
- 集金袋規定・・・・・・・・・・・・・・5

貸金庫規定(手動貸金庫用)

1. 取引対象者の範囲および貸金庫利用契約の成立

貸金庫の利用は、当金庫の取引先であり、当金庫が適当であると認められた方に限り利用することができます。また、貸金庫利用契約は、お客様から当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することにより契約が成立するものとします。

2. 格納品の範囲

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 預貯金通帳・証書、契約証書、権利証、その他の重要書類
 - ② 公社債券、株券、その他の有価証券
 - ③ 貴金属、宝石、その他の貴重品
 - ④ 前記に準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の事由がある時は格納をお断りすることがあります。

3. 契約期間等

この契約は、計算年度(4月1日より翌年3月末日迄)の1年間とし、計算年度末迄に借主または、当金庫から解約の申出をしない限り、計算年度末の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。なお、計算年度途中からの利用の場合は、利用開始日から最初に到来する計算年度末迄とします。

4. 使用料

- (1) 貸金庫の使用料は、当金庫が別にお知らせする料金表記載料金(年額)を、前払いしていただきます。また、料金の支払方法は、ご本人名義の指定預金口座からの自動振替処理にて毎年4月12日(休日の場合は、翌営業日)にお支払いいただきます。なお、利用料の領収証の発行は原則いたしません。
- (2) 契約の始期においては、月割計算にてお支払いいただきます。
- (3) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、翌計算年度より適用させていただきます。
- (4) 契約期間中に解約があった場合は、解約の日の属する月の翌月から計算年度終了月迄の使用料を月割計算でご本人名義の指定預金口座(利用料自動振替口座)へご返戻いたします。

5. 鍵の保管

貸金庫に付属する正副鍵2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印鑑により封印し、当金庫が保管します。

6. 貸金庫の開閉等

- (1) 貸金庫の開扉の際は、あらかじめ届けられた印鑑により「貸金庫開閉票」を記入提出して下さい。
- (2) 貸金庫の開閉は、借主または、借主があらかじめ届けられた代理人が正鍵を使用して行って下さい。
- (3) 閉扉の際は確実に施錠できたことを確認して下さい。
- (4) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行って下さい。

7. 正鍵喪失時の取扱

- (1) 正鍵を失った場合は、速やかに当金庫窓口に届出、当金庫所定の手続きをして下さい。また、この場合保証人を求めることがあります。
- (2) 前項届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 正鍵を喪失または、毀損した場合は、錠前の取替に要する費用(実費)をお支払い下さい。なお、当金庫が貸金庫番号(室)の変更を求めた時は、直ちにこれに応じて下さい。

8. 損害の負担等

- (1) 損害、事変その他の不可抗力の事由または、当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開扉に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由により格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても、当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主・代理人の責めに帰すべき事由または、格納品の変質等により、当金庫・第三者が損害を受けた時は、その損害を賠償して下さい。

9. 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第10条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

10. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および、届出の印鑑を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ、貸金庫を直ちに明け渡して下さい。なお、正鍵を失った場合に解約する場合は、このほか第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があった時は、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡して下さい。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されない時も同様とします。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主が行方不明のとき
 - ③ 借主について相続の開始があったとき
 - ④ 借主もしくは、代理人の責めに帰すべき事由または、格納品の変質等により当金庫・第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ⑤ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑥ カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
 - ⑦ 借主または、代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡して下さい。
 - ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前AからDに準ずる行為
- (4) 前項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または、契約期間の満了の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払して下さい。この場合、第4条第4項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じた時は、直ちに支払して下さい。
- (5) 第1項から第3項の明け渡しりが3ヵ月以上遅延したときは、当

金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には破棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開扉に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないうときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第支払って下さい。

1.1. 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取または、貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

1.2. 緊急措置

法令の定めるところにより、貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

1.3. 譲渡、転貸等の禁止

貸金庫の使用権は譲渡・転貸・質入れすることはできません。

1.4. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)

貸金庫規定(全自動・半自動貸金庫用)

1. 取引対象者の範囲および貸金庫利用契約の成立

貸金庫の利用は、当金庫の取引先であり、当金庫が適当であると認められた方に限り利用することができます。また、貸金庫利用契約は、お客様から当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することにより契約が成立するものとします。

2. 格納品の範囲

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
- ① 預貯金通帳・証書、契約証書、権利証、その他の重要書類
 - ② 公社債券、株券、その他の有価証券
 - ③ 貴金属、宝石、その他の貴重品
 - ④ 前記に準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の事由がある時は格納をお断りすることがあります。

3. 契約期間等

この契約は計算年度(10月1日より翌年9月末日迄)の1年間とし、計算年度末迄に借主または、当金庫から解約の申出をしない限り、計算年度末の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。なお、計算年度途中からの利用の場合は、利用開始日から最初に到来する計算年度迄とします。

4. 使用料

- (1) 貸金庫の使用料は、当金庫が別にお知らせする料金表記載料金(年額)を、前払いしていただきます。また、料金の支払方法は、ご本人名義の指定預金口座からの自動振替処理にて毎年10月12日(休日の場合は、翌営業日)にお支払いいただきます。なお、利用料の領収証の発行は原則いたしません。
- (2) 契約の始期においては、月割計算にてお支払いいただきます。
- (3) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は翌計算年度より適用させていただきます。

- (4) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から計算年度終了月迄の使用料を月割計算でご本人名義の指定預金口座(利用料自動振替口座)へご返戻いたします。

5. 鍵の保管

貸金庫に付属する正副鍵2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印鑑により封印し、当金庫が保管します。

6. 貸金庫室への入場

- (1) 貸金庫室への入場は、当金庫から貸与を受けたカードと利用者申出のパスワード(暗証番号)により入場して下さい。
- (2) パスワードを失念した場合は、当該店舗にてお尋ね下さい。この場合、当金庫は本人であることを確認できる資料(運転免許証等)の提示を求めます。
- (3) あらかじめ届出た代理人に対し、2名まで代理人カードを発行いたします。
- (4) 前項2の取扱は代理人についても同様とします。

7. 貸金庫の開閉等

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または、借主があらかじめ届けられた代理人が正鍵を使用して行って下さい。
- (2) 閉扉の際は確実に施錠できたことを確認して下さい。
- (3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行って下さい。

8. 正鍵、カードの喪失時の取扱

- (1) 正鍵もしくは、カードを失った場合は、速やかに当金庫窓口へ届出、当金庫所定の手続きをして下さい。また、この場合保証人を求めることがあります。
- (2) 前項届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 正鍵を紛失または、毀損した場合は、錠前の取替に要する費用(実費)をお支払い下さい。なお、当金庫が貸金庫番号(室)の変更を求めた時は、直ちにこれに応じて下さい。
- (4) カードを紛失または、毀損した場合は、金庫所定の手数料をお支払い下さい。

9. 損害の負担等

- (1) 損害、事変その他の不可抗力の事由または、当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開扉に応じられないことがあります。このために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由により格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主・代理人の責めに帰すべき事由または、格納品の変質等により、当金庫・第三者が損害を受けた時は、その損害を賠償して下さい。

10. 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

11. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および、届出印鑑を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ、貸金庫を直ちに明け渡して下さい。なお、正鍵の印鑑を失った場合に解約する場合は、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があった時は、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡して下さい。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されない時も同様とします。
- ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主が行方不明のとき
 - ③ 借主について相続の開始があったとき
 - ④ 借主もしくは、代理人の責めに帰すべき事由または、格納品の変質等により当金庫・第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき

- ⑤ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑥ カードの改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
 - ⑦ 借主または、代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明け渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前AからDに準ずる行為
- (4) 前項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または、契約期間の満了の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、第4条第4項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じた時は、直ちに支払って下さい。
- (5) 第1項から第3項の明け渡しに3ヵ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には破棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開扉に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないうときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第支払って下さい。

1.2. 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取または、貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

1.3. 緊急措置

法令の定めるところにより、貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

1.4. 譲渡、転貸等の禁止

貸金庫の使用権は譲渡・転貸・質入れすることはできません。

1.5. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2020年4月1日現在)

夜間金庫規定

1. 夜間金庫利用契約の成立および利用目的

夜間金庫利用契約は、お客様から当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することにより契約が成立するものとします。また、この夜間金庫は、当金庫における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. 利用方法

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」といいます。）を、当金庫所定の入金伝票および、通帳等とともに当金庫所定の入金カバンに入れ、その入金カバンを施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金伝票には、氏名・口座番号・入金額・その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金カバンを投入したのちは、夜間金庫の扉が確実に閉じたことを確認の上、利用記録票を受け取ってください。

3. 預金への受入処理

- (1) この夜間金庫に投入された入金カバン内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認の上指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

4. 入金カバン等の返却

入金カバンならびに通帳等は、当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

5. 鍵の保管等

- (1) 投入口扉鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫投入口扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金カバンの鍵正副2個のうち正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金カバンの開閉に使用します。

6. 使用料等

- (1) この夜間金庫の使用料は、毎月払いとし、当金庫が別にお知らせする所定の料金を毎月20日(休日の場合は、翌営業日)に翌月分を前払いしていただきます。また、支払方法は、ご指定の預金口座からの自動振替にて処理をさせていただきます。なお、夜間金庫入金帳が必要で、所定の料金を負担していただきます。
- (2) 使用料等は、諸般の情勢により変更することがあります。

7. 鍵、入金カバンの喪失・毀損

投入口扉鍵、入金カバンおよび、入金カバン正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。

なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担していただきます。

8. 損害の負担等

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力によ

る損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金カバンの不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は、責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ、損害が生じても当金庫は責任を負いません。

9. 反社会的勢力との取引拒絶

この夜間金庫は、第10条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第10条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をお断りするものとします。

10. 解約等

(1) この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止、または解約することができます。この場合には、届出の印章を持参し当金庫所定の手続きを行ったうえ、投入口扉鍵、入金カバンおよび入金カバン正鍵を直ちに当金庫へ返却ください。

なお、使用料の返戻についてははしないものとします。ただし、月末迄に申し出の場合は、20日徴求済の翌月分の全額を返戻いたします。

(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があった時は、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで夜間金庫を明け渡してください。

なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 本人が使用料を支払わないとき
- ② 本人について相続の開始があったとき
- ③ 本人の責めに帰すべき事由または、格納品の変質等により当金庫・第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 本人がこの規定に違反したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで夜間金庫を明け渡してください。

- ① 本人が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E その他前AからDに準ずる行為

11. 譲渡・転貸等の禁止

この夜間金庫の利用権は、譲渡・転貸または質入れすることは

できません。

なお、投入口扉鍵・入金カバンおよび入金カバン正鍵についても同様とします。

12. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫の当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

13. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2020年4月1日現在)

集金袋規定

1. 取引対象者の範囲および集金袋利用契約の成立

集金袋を利用する集金業務は、当金庫が適当と認めた方が利用することができます。また、集金袋利用契約は、お客様から当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾することにより契約が成立するものとします。

2. 利用目的

集金業務に当金庫所定の集金袋を利用することにより、集金業務の迅速化・効率化が図れ、利用者と当金庫の事務軽減となります。

3. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫の当座預金または普通預金等の規定により、取扱します。

4. 集金袋取扱帳の取扱

利用者は集金袋取扱帳（3枚複写）について、次のとおり取扱してください。

- ① 利用者は集金袋取扱帳の書類に、必要事項を記入する。
- ② 入金伝票は切り離しのうえ、現金のほか受け入れることのできる証券類と一緒に集金袋に入れる。
- ③ 1つの集金袋に複数の入金をする場合は、集金袋番号欄に個別金額を記入して、金額欄に合計金額を記入する。この場合、現金類は小袋等を利用して区分けし、混入を避ける。

5. 集金袋の取扱

利用者は集金袋について、次のとおり取扱してください。

- ① 利用者は集金袋の封入口を施錠して、当金庫の集金者に集金袋を手渡す。
- ② 空の集金袋はあらかじめ利用前にお渡しします。また、集金袋の追加請求は必要日の1週間前までに請求する。
- ③ 集金袋と鍵および集金袋取扱帳については、大切に保管する。
- ④ 通帳は集金袋に入れない。
- ⑤ 利用者は集金袋等を、他の目的のために使用することはできません。
- ⑥ 集金袋および正鍵を失った時は、直ちに書面によって当金庫に届出てください。
なお、この場合所定の手数料が必要となります。

6. 預金への受入処理

集金時における集金袋の受取と入金処理は次のとおりとします。

- ① 集金者は現金等が封入され、施錠された集金袋だけを受取るものとします。
- ② 集金者は集金袋の鍵を保持しません。
- ③ 集金袋内の現金や証券類は、当金庫所定の手続きによる入金として、指定の預金口座に受入れますので、利用者は遅滞無く受入金額を確認する。
- ④ 入金伝票に記載された金額が、当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、連絡致します。ただし原則的に現金精査金額を入金額とします。

- ⑤ 入金処理は集金日の翌日処理となりますが、日付は集金日となります。

7. 解約等

利用者または当金庫は、いつでもこの契約を解約することができますものとしてします。

また、利用者が3ヵ月以上利用されない場合も同様とします。なお、解約時に利用者は集金袋および鍵を当金庫まで返却するものとしてします。

8. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとしてします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとしてします。

以 上
(2020年4月1日現在)